

「何でも買い取ります」にご注意！

＜今回の相談事例＞

先日、「不用品を何でも買い取る」と電話があり、古着を処分したかったので、訪問を承諾。今日、業者が来たが、古着はあまり見ず、「貴金属はないか」と言い出した。貴金属を売るつもりはなかったので「ない」と答えたが、「見せてもらうだけでいい。」としつこく言うので、仕方なく見せると、「古着と合わせて3,000円で買い取る」と言い、お金と書類を置き、帰ってしまった。売るつもりはなかったので返してほしい。（80代女性）

【アドバイス】

●クーリング・オフができます。

事例のような自宅での買い取りを「訪問購入」といい、契約書面の交付日を1日目として8日間は、クーリング・オフが適用されます。また、この期間中は、品物の引き渡しを拒むことができます。悪質な業者は、買取後すぐに転売したり、貴金属は溶解してしまったり取り戻せなくなる場合があるので、契約をしても、その場で品物を渡さないようにしましょう。

●業者の本来の目的は貴金属です。

業者は「何でも買い取る」と言って来訪しますが、本当の目的は貴金属だったという相談が多くあります。「貴金属を見せてほしい」としつこく言われても、売るつもりがなければ、きっぱりと断りましょう。貴金属を出すようにおどされたり、居座られて怖い思いをしたときは、すぐに警察を呼びましょう。

●複数の業者と比較検討して売却を決めましょう。

不用品を売りたいときは、1社で決めずに、複数の業者から見積もりを取り、比較検討、家族などにも相談して決めましょう。

●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン いやや! ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)
 福岡県警察相談窓口 ☎ #9110 (24時間対応)



まもりん



みもりん